

入 札 説 明 書 （電子入札対象案件）

東北農政局の令和５年度土地改良技術事務所４階研修室空気調和設備更新工事に係る入札公告（管工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

１ 公 告 日 令和５年７月５日

２ 契約担当官等 分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長 親泊 安次

３ 担 当 部 局 東北農政局土地改良技術事務所 保全技術課
専門技術指導官(保全技術)、保全技術指導係
〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 14－1
電話 022-295-5545

４ 工 事 内 容 等

- （１）工 事 名 令和５年度
土地改良技術事務所４階研修室空気調和設備更新工事
- （２）工事場所 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 14－1
- （３）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書等のとおり
- （４）工 期 令和６年２月 29 日まで
- （５）本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の適用工事である。
- （６）本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、別冊「評価資料等作成の手引き」様式８号を提出し、承諾を得た者は紙入札方式に代えることができる。
- （７）本工事は、建築工事における熱中症対策に係る費用において、一部の対策を実施する場合について受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応を行う試行工事である。
- （８）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
- （９）本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。

なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

５ 競争参加資格

- （１）次に掲げる条件を満たしている者であること。

① 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を

得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 東北農政局における令和 5・6 年度一般競争参加資格のうち「**管工事**」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記③の再認定を受けた者を除く。
- ⑤ 次に掲げる施工実績を有すること。
 - ア 平成 20 年 4 月 1 日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が 20% 以上のものについて認める。
 - イ 「同種工事」とは、以下のいずれかとする。施設規模については問わない。
 - a **冷暖房設備工事**
 - b **空気調和設備工事**
 - ウ 当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。
- ⑥ 次に掲げる基準を満たす主任技術者を当該工事に配置できること。専任は要しない。
 - ア 1 級若しくは 2 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - なお、同等以上の資格を有する者とは、次の者とする。
 - a 管工事業に係る建設工事に関し、土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）においては 5 年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む。）及び大学（旧大学を含む。）においては 3 年以上の実務経験を有する者。
 - b 管工事業に係る建設工事に関し、10 年以上の実務経験を有する者。
 - イ 上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。経常建設共同企業体にあつては、一人の主任技術者が上記⑤に掲げる同種工事の施工経験を有すること。
 - また、当該経験が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む。）の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定表の評定点が 65 点未満のものを除く。
 - ウ 主任技術者にあつては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - なお、「恒常的な雇用関係」とは入札の締切日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- ⑦ 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から「東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 北総第 528 号（経）東北農政局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名

停止を受けていないこと。

- ⑧ 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑨ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑩ 次に掲げる届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

6 一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札に関する事項

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、東北農政局競争契約入札心得（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 北総第 972 号東北農政局長通知。以下「入札心得」という。）第 4 条の 3 第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
 - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ウ 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をい

う。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、上記アからエまでに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

7 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価基準

評価項目は次に示す事項とし、評価項目の詳細及び評価基準は「評価資料等作成の手引き」表 1 のとおりである。

① 企業評価

② 技術者評価

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を 100 点とし、「加算点」の最高点を 30 点とする。

② 「標準点」は、上記 5 の競争参加資格に掲げる条件を満たしている者に 100 点を与える。

③ 「加算点」の算出方法は、上記(1)の①及び②について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点 30 点を評価点の最高点(満点) 22.5 で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

(加算点 = 評価点数の合計値 × (加算点の最高点 30.0 点 / 評価点の最高点(満点) 22.5 点))

④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)は、入札参加者の「標準点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値((標準点 + 加算点) / 入札価格。以下「評価値」という。)により行う。

⑤ 「技術者評価」について複数の候補者の記載がある場合は、評価の低い者で評価する。

8 申請書及び確認資料の提出

(1) 本競争の参加希望者は、上記 5 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間 別表①に示す日時

② 提出方法 申請書及び確認資料の提出は、電子入札システムにより行うこと。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参又は郵送(書留郵便や宅配便など配達記録が残るもの)に限る。提出期限内必

着。)するものとする。

③ 提出場所 上記3に同じ。

(2) 申請書及び確認資料は、「評価資料等作成の手引き」により作成すること。

(3) その他

- ① 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び確認資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は、特別な理由がない限り認めない。
- ⑤ 申請書及び確認資料に関する問合せ先は、上記3に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び確認資料を提出する場合は、次による。

ア 申請書及び確認資料は、次表のいずれかのファイル形式にて作成することとし、ファイルの総容量を 10MB 以内とすること。また、ファイル数はなるべく3つ以内とし、Lzh 形式等により圧縮して送信することを認める。

ファイル型式	・ 一太郎 ・ Microsoft Word ・ Microsoft Excel ・ PDF 形式 ・ RTF 形式
ファイル圧縮形式	・ Lzh 形式、Lha 形式又は zip 形式（自己解凍方式は不可）

イ やむを得ず 10MB を超える場合は、10MB の範囲内で電送可能な資料は全て送信するものとし、その際、次表の資料（様式1号～様式5号の1）については必ず電子入札システムにより電送すること。

なお、不足分については、電送済みの資料と併せ、別表①に示す申請書及び確認資料の提出期間内に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）すること。また、参考資料が電送できなかった場合は、CD-R も併せて提出すること。

様 式	名 称	提出形式
様式1号	競争参加資格確認申請書	PDF
様式2号	同種工事の施工実績（企業）	PDF
様式2号の1	同種工事の施工実績（配置予定技術者）	PDF
様式3号	企業に関する項目	PDF
様式3号の1	地域への貢献活動の実績	PDF
様式3号の2	指定工種の工事成績（企業）	PDF
様式3号の3	資本関係又は人的関係に関する申告書	PDF
様式4号	従業員への賃金引上げ計画の表明書（大企業用）	PDF
様式4号の1	従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）	PDF
様式5号	配置予定技術者に関する項目	PDF
様式5号の1	指定工種の工事成績（配置予定技術者）	PDF

ウ 詳細は、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/>

nyusatu/densi.html) によるものとする。

9 競争参加資格の確認等

(1) 競争参加資格の確認

- ① 競争参加資格の確認は、申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、別表④に示す期日までに通知する。
- ② 上記5の(1)③の認定を受けていない者又は会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者であっても、次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、上記5の(1)①、②及び⑤から⑩までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記5の(1)③及び④に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記5の(1)③及び④に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ③ 上記5の(1)⑤施工実績及び上記5の(1)⑥配置予定技術者の施工経験は、申請書及び確認資料の提出期限の日までに完成検査を了しているものを認めるものとし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに引き渡しが無了である場合は、開札までに引き渡しが無了していることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時までに引き渡しが無了したことを確認できる資料を提出しなければならない。

(2) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ① 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出期限 別表⑤に示す期日

イ 提出方法 書面は持参することにより提出するものとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

ウ 提出場所 上記3に同じ。

- ② 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表⑥に示す期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 再苦情申立て

- ① 上記(2)の②の回答において、競争参加資格がないと認めた理由に不服がある者は、上記(2)の②の回答書を受け取った日から7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して、再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

- ② 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

ア 受付窓口 上記3に同じ。

イ 受付時間 午前9時30分から午後5時まで（行政機関の休日を除く。）

- ③ 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

上記3に同じ。

10 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い文書（様式は自由）により提出すること。

① 提出期間 別表②に示す日時。ただし、公告日に開示する積算参考資料に対する質問については、別表①に示す申請書及び確認資料の提出期間とする。

② 提出方法 下記③宛てに提出すること。

なお、電子メールにて提出する場合には、送信後にその旨を電話にて連絡し、必ず着信を確認すること。

また、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着）により提出する場合は、質問を CD-R に収めて、書面と併せて提出すること。

ファクシミリによるものは受け付けない。

③ 受付場所 東北農政局土地改良技術事務所 保全技術課
専門技術指導官(保全技術)、保全技術指導係
〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 14-1
電話 022-295-5545

E-mail : thn-shitsumon-tochi@maff.go.jp

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日を除く。）に電子入札システムにて回答するほか、閲覧に供する。

なお、提出期限の日に受理した質問に対する回答書は、次の期間に回答する。

① 期 間 別表③に示す日時。ただし、公告日に開示する積算参考資料に対する質問への回答書は、別表④に示す競争参加資格の確認結果の通知の日までに回答する。

② 閲覧場所 上記3に同じ。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行仙台支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金の額は請負代金額の10分の3以上とする。

12 入札手続等

(1) 入札は、電子入札システムを用いて行うこと。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は、入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札書の受領期限等

(1) 初回の入札

① 電子入札システムによる場合

ア 入札の締切り 別表⑦アに示す期日

イ その他 システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕をもって入札金額の送信を行うこと。

② 紙入札方式により持参する場合

ア 入札の締切り 別表⑦イに示す期日

イ 提出先 〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 14-1
東北農政局土地改良技術事務所 庶務課 経理係
電話 022-295-5544

ウ その他 分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

③ 紙入札方式により郵送する場合

ア 入札の締切り 別表⑦ウに示す期日

イ 送付先 上記②イに同じ。

ウ その他 分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) 再度の入札

初回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合には、直ちに再度の入札を行う。なお、郵送による入札がある場合には、別途連絡する。

14 工事費内訳書の提出

(1) 工事費内訳書の提出方法

① 電子入札システムによる場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（「評価資料等作成の手引き」様式6号及び様式7号に記名したもの）を電子入札システムにより提出を求める。

② 紙入札方式により持参する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（「評価資料等作成の手引き」様式6号及び様式7号に記名したもの）の提出を求める。

③ 紙入札方式により郵送する場合

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（「評価資料等作成の手引き」様式6号及び様式7号に記名したもの）を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(2) その他

① 工事費内訳書は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書とし

て提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないとき又は提出された工事費内訳書に不備があるときは、入札心得第7条に該当するものとして入札を無効とする。なお、工事費内訳書に不備があるときとは、次表の各号に掲げるものに該当すると認められる場合とする。

- ② 工事費内訳書は、返却しない。
- ③ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
- ④ 提出された工事費内訳書について、説明を求めることがある。

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む）	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 工事費内訳書とは無関係な書類である場合 他の工事の工事費内訳書である場合 白紙である場合 工事費内訳書が特定できない場合 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) (2)	内訳の記載が全くない場合 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合
4 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) (2) (3) (4)	発注者名に誤りがある場合 発注案件名に誤りがある場合 提出業者名に誤りがある場合 工事費内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

15 開 札

(1) 開札の日時

開札は、次に掲げる日時及び場所において行う。ただし、上記9の(1)により、競争参加資格がないと認められた者から、説明を求められたときは、入札及び開札を延期する。

① 初回入札の開札

ア 日時 別表⑧に示す日時

イ 場所 〒983-0836 宮城県仙台市宮城野区幸町三丁目 14-1
東北農政局土地改良技術事務所

② 再度入札の開札

上記13の(2)の場合は、日時及び場所の詳細を別途連絡する。

(2) 開札時の立会い

入札参加者が電子入札システムにより入札した場合は、開札時の立会いは不要とするが、承諾を得て紙による入札を行う者は、開札時に立ち会うこと。なお、紙による入札参加者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、分任支出負担行為担当官からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

16 入札の無効

本公告及び入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札時点において指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者、その他開札時点において上記5に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

17 落札者の決定方法

(1) 上記7に定める「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

また、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

18 配置予定の技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定の技術者の変更は認められない。

落札決定後、落札者となった者は、契約締結までに、配置予定の主任技術者が営業所の専任技術者と重複していないことを確認するため、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に掲げる基準を満たしていることを証する書面（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）に定める専任技術者証明書（様式第八号（1）又は様式第八号（2））の写しを提出すること。

なお、営業所の専任技術者が当該工事の技術者を兼任する場合には、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあることを確認するための資料の提出を求める場合がある。

19 契約書作成の要否

工事請負契約書（例）により、工事請負契約書を作成するものとする。

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し。

21 支払条件

前金払は、請負代金額の45%以内とする。

22 談合等不正行為があった場合の違約金等

- (1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- ④ この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 受注者が上記（1）の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

22 電子入札システム

- (1) 電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、「評価資料等作成の手引き」様式9号（入札方式の変更承諾願）にその理由を記載し、承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に代える場合がある。

- (3) 電子入札システムに係る運用については、農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）によるものとする。

（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>）

- (4) 電子入札システムについての問合せ先

農林水産省 電子入札ヘルプデスク

TEL:048-254-6032（代表） FAX:048-254-6041

質問のメールを送信する際には、会社名（機関名）、部署名、役職、氏名、連絡先をご記入下さい。

E-mail: help@maff-ebic.go.jp

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (2) 入札参加者は、東北農政局競争契約入札心得及び工事請負契約書（例）を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格がないものとするとともに、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、「評価資料等作成の手引き」様式5号に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 競争参加資格確認申請後に申請を取り下げる場合は、「評価資料等作成の手引き」様式10号にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

また、競争参加資格確認通知後に参加資格を認められた者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより入札辞退届を提出するとともに、別途「評価資料等作成の手引き」様式10号にその理由を記載し、次の場所に持参、郵送又は託送により提出すること。

提出場所 上記3に同じ。

- (6) 別冊図面及び別冊仕様書等

- ① 上記4の(3)「別冊図面及び別冊仕様書等」とは、次の図書とする。

ア 特別仕様書

イ 現場説明書

ウ 図面

エ 東北農政局競争契約入札心得

オ 工事請負契約書（例）

- ② 上記①の図書のうち、「東北農政局競争契約入札心得」及び「工事請負契約書（例）」については、東北農政局ホームページ（<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>）の【発注・入札情報、その他公表事項】よりダウンロードできる。

- ③ 競争参加資格確認の通知日において「別冊図面及び別冊仕様書等」の再交付を行う場合がある。

- (7) 当該手続等についての問合せ先

上記3に同じ。

(8) 被災地域における被災農林漁家等の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、地震又は台風等被災地域における被災農林漁家等の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災農林漁家等の雇用においては、賃金等の支払いが適正、かつ、遅滞なく行われるよう配慮すること。

(9) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等

① 受注者は、下請契約を締結する工事において、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とししない。

② 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合又は特別の事情があると認められたにもかかわらず、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

③ 上記②に掲げる下請負人以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者であることが判明し、特別の事情があると認められなかった場合、かつ、受注者が期間内に確認書類を提出しなかった場合には、受注者に対して次の措置を講じるものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を行う。

イ 工事成績評定等の減点を行う。

ウ 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならない。

(10) 電子契約システムについて

① 本件は、契約手続きにかかる書類の接受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。

② 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、「評価資料等作成の手引き」様式11号（紙契約方式への変更承諾願）を提出しなければならない。

③ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

(11) 積算参考資料の取り扱いについて

積算参考資料については、競争参加資格の確認結果の通知の日に改めて開示することとしている。

(12) 入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(13) 保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受

注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

<別表> 入札手続きに係る期間等

①	申請書及び確認資料の提出期間 令和5年7月6日から令和5年7月21日までの午前9時から午後5時まで。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。（注）
②	入札説明書に対する質問の受領期間 令和5年7月6日から令和5年8月2日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和5年7月6日から令和5年7月13日まで）の午前9時30分から午後5時まで。ただし、最終日については、午前11時30分までとする。（注）
③	上記②に対する回答期間 令和5年7月6日から令和5年8月4日まで（競争参加資格要件等に係る質問については令和5年7月6日から令和5年7月18日まで）の午前9時30分から午後5時まで。（注）
④	競争参加資格の確認結果の通知 令和5年8月1日までに電子入札システムにより行うものとし、書面による通知は行わない。ただし、紙入札方式の承諾を得た場合は書面で通知する。
⑤	競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明要求期限 令和5年8月7日午後5時まで
⑥	上記⑤に対する回答期限 令和5年8月10日まで
⑦	入札書の受領期限：受付開始は令和5年8月8日午前9時から ア 電子入札システムによる入札の締め切り：令和5年8月21日 午前10時 イ 紙入札方式により持参する入札の受領期限：上記アと同じ ウ 郵送による入札の受領期限：令和5年8月10日 午後4時
⑧	開札日時 令和5年8月21日 午前11時

（注）行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。

参考

健康保険証の写しを提出する場合の注意事項

入札説明書 5（6）③に記載している主任技術者又は監理技術者の直接的、かつ、恒常的な雇用関係を証明するため、健康保険証の写しを提出する場合は、下記例のとおり「記号」、「番号」、「保険者番号」をマスキングし提出願います。

マスキング例

健康保険 被保険者	本人（被保険者） 記号	平成〇年〇月〇日交付 番号
氏名	〇〇 〇〇	マスキング
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	マスキング
性別	〇	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事業者名称	株式会社 〇〇〇〇	
保険者番号	マスキング	
保険者名称	〇〇〇〇	
保険者所在地	〇〇市〇〇	

(参考)

東北農政局発注工事に係る公表事項について

番号	公表事項	公表内容	公表方法	備 考
1	発注予定工事等情報 公告 ①東北農政局版	東北農政局が発注する工事等の見通し	①東北農政局及び出先事業（務）所掲示板 ②東北農政局ホームページ※1	当面の間、毎月更新します。
	②東北地方発注者協議会版	東北管内の国、県、市町村等が発注する土木工事及び建築工事の見通し	東北地方整備局ホームページ 東北地方整備局ホームページ＞発注者協議会＞地域毎の発注見通し 【 https://www.thr.mlit.go.jp/ 】	
2	東北農政局における 施工確保対策	東北農政局が取り組んでいる施工確保に係る対策	東北農政局ホームページ※1	
3	土地改良事業等請負 工事予定価格積算に 用いる資材価格につ いて	一般的に使用される建設 資材の積算単価	①東北農政局設計課で閲覧 ②出先事業（務）所で閲覧 ③東北農政局ホームページ※1	毎月更新します。
4	当該工事の予定価格 積算に用いる資材価 格について	当該工事のみに使用され る建設資材の積算単価	競争参加資格確認通知の際に入札説明書等 ダウンロードシステムで配布する。	
5	土地改良事業等請負 工事積算基準及び標 準歩掛等について	予定価格積算に用いてい る積算基準及び歩掛	農林水産省ホームページ※2 注1．農林水産省ホームページに掲載されるまでの間は、東北農政局設計課で閲覧	

※1 東北農政局ホームページ

東北農政局ホームページ＞申請・お問い合わせ＞発注・入札情報、その他公表事項

【<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/nyusatu.html>】

※2 農林水産省ホームページ

農林水産省ホームページ＞組織・政策＞農村振興＞設計・施工・入札等＞工事・業務関連文書＞土地改良積算基準等の改正について

【<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/index.html>】

(参考)

「積算参考資料」の取扱いについて

1. 目的

「積算参考資料」は、工事の入札契約に際して適正な競争の確保に向けて、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うことが可能となるよう、対象工事に係る競争参加有資格者に配付するものである。

2. 「積算参考資料」の取り扱いに関する留意事項

- (1) 「積算参考資料」は、入札参加者が適切かつ迅速に見積を行うために参考として供するものであり、工事請負契約書第1条（総則）で規定する設計図書ではない。
- (2) 「積算参考資料」は、工事請負契約上、発注者、受注者の双方を拘束するものではない。
- (3) 「積算参考資料」の内容について、設計図書と齟齬があるなど、入札参加者が見積を行う際に疑義が生じた場合には、入札説明書に示す「入札説明書に対する質問」と合わせて質問書を提出できるものとする。
- (4) 上記に係る質問内容の確認の結果、「積算参考資料」の修正又は補足説明を要する場合は、全ての入札参加者にその内容を入札説明書に示す「質問に対する回答書」をもって回答する。
なお、標準歩掛等に関する質問又は工事請負契約書第1条第3項に該当する事項（設計図書に定めるもの以外の仮設、施工方法等）に対する質問は、回答しない。
- (5) 工事契約後の「工事円滑化会議」、「設計変更確認会議」においては、設計図書等に基づき確認等を行うものとするが、その際に「積算参考資料」を用いることを妨げるものではない。

令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事

(総合評価落札方式)

評価資料等作成の手引き

目次	頁
○総合評価落札方式について	1
○評価項目及び評価基準	2～3
○総合評価落札方式様式関係記載留意事項(別紙1、2、3の1及び3の2を含む)	4～14
○競争参加資格確認申請書(様式1号)[表紙]	15
○同種工事の施工実績(企業)(様式2号)	16
○同種工事の施工実績(配置予定技術者)(様式2号の1)	17
○企業に関する項目(様式3号)	18
○地域への貢献活動の実績(様式3号の1)	19
○指定工種の工事成績(企業)(様式3号の2)	20
○資本関係又は人的関係に関する申告書(様式3号の3)	21
○従業員への賃金引上げ計画の表明書(大企業用)(様式4号)	22～23
○従業員への賃金引上げ計画の表明書(中小企業等用)(様式4号の1)	24～25
○配置予定技術者に関する項目(様式5号)	26
○指定工種の工事成績(配置予定技術者)(様式5号の1)	27
○工事費内訳書(様式6号)	28
○工事費内訳書(二次明細)(様式7号)	29
○電子入札システム対象工事における紙入札方式での参加承諾願(様式8号)	30
○電子入札システム対象工事における入札方式の変更承諾願(様式9号)	31
○競争参加資格確認申請取り下げ・入札辞退 理由書(様式10号)	32
○電子契約システム対象工事における紙契約方式への変更承諾願(様式11号)	33

総合評価落札方式について

1 本資料の位置づけ

本資料は、東北農政局土地改良技術事務所長が発注する総合評価落札方式による営繕工事において、入札参加希望者が各種資料を作成するための手引きとして利用されたい。

2 提出書類の審査について

(1) 競争参加資格の審査

入札参加希望者から提出された各種評価資料等について、入札公告及び入札説明書に示す競争参加資格の要件を全て満たしているか否か（様式1号、様式2号及び様式2号の1の内容が適正であるか否か）の審査を行う。

(2) 総合評価について

上記(1)により、競争参加資格が確認された入札参加者全てに標準点(100点)を与える。また、本工事における評価項目については、提出された各種資料等の内容を評価基準に基づき評価を行い、採点基準に従い最高30点までの加算を行う。

3 評価項目

評価基準と評価点

本工事における評価項目と評価点は、表1による。

加算点＝評価点の合計値×

(加算点の最高点30点／評価点の最高点(満点))

4 落札者の決定

(1) 総合評価のしくみ

総合評価落札方式は、標準点と加算点を合計した得点を入札価格(単位は百万円。)で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。評価値は、小数点第3位まで求めるものとし、小数点第4位以下は切り捨てることとする。計算方法は、以下のとおりである。

標準点＝100点

評価値＝(標準点＋加算点)／入札価格(単位：百万円)

基準評価値＝100点／予定価格(単位：百万円)

(2) 落札者の決定

次のア、イの要件に該当する入札参加者のうち、(1)による評価値の最も高い提案者を落札者として決定する。また、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 評価値が基準評価値を下回らないこと。

表1 評価項目

評価分類	評価項目		評価の詳細	様式	評価基準	配点	得点
ア 企業に関する項目	A	指定工種の工事成績	平成30年4月1日以降に完成した東北管内の公共工事（管工事）の工事成績評定点（平均点）	3号、3号の2	85点以上	3.0	/12.5
					75点以上85点未満	2.0	
					70点以上75点未満	1.0	
					70点未満又はなし	0.0	
	B	指定工種の施工に関する表彰実績	平成30年4月1日以降の東北管内の優良工事表彰の受賞実績	3号	指定工種（管工事）に係る優良工事表彰の受賞実績あり	1.0	
					実績なし	0.0	
	C	地域への貢献活動	平成30年4月1日以降の東北管内の災害協定等に基づく活動実績又は企業としての災害ボランティア活動による表彰実績等	3号、3号の1	実績あり	1.0	
					実績なし	0.0	
	D	地域精通度	当該工事実施県内（宮城県）に本社（本店）を有していること。	3号	本社（本店）あり	1.0	
					本社（本店）なし	0.0	
	E	同種工事の施工実績	平成20年4月1日以降に、元請として完成・引渡し完了した、東北管内の同種工事の施工実績	3号	公共機関の施工実績あり	2.0	
					民間発注等からの施工実績あり	0.0	
	F	ISO等の認証取得	ISO等認証取得	3号	ISO9001及びISO14001を取得	2.0	
					ISO9001及びエコアクション21を取得	1.5	
					ISO9001又はISO14001のどちらかを取得	1.0	
					エコアクション21のみを取得	0.5	
					なし	0.0	
	G	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定取得	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定取得	3号	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等） ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定企業）	0.5	
					該当なし	0.0	
	H	賃上げ実施の表明	賃上げ実施の表明	4号、4号の1	令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している 【大企業】	2.0	
					令和5年4月以降に開始する最初の事業年度又は令和5年（暦年）において、対前年度又は前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明している 【中小企業等】		
					上記に該当しない	0.0	

イ 配置予定技術者に関する項目	A	指定工種の配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者の資格取得後の経験年数	5号	1級又は2級管工事施工管理技士の資格取得後5年以上経過した者	2.0	/10.0
					配置予定技術者の保有資格が上記以外の者である	0.0	
	B	同種工事の配置予定技術者の従事経験	配置予定技術者の平成20年4月1日以降に完成・引渡した東北管内の同種工事の従事経験	5号	主任技術者又は監理技術者としての従事経験あり	3.0	
					上記以外の役職での従事経験あり	0.0	
	C	指定工種の配置予定技術者の工事成績	主任技術者又は監理技術者として従事した工事（指定工種に限る。）の平成30年4月1日以降の東北管内の工事成績評定点（平均点）	5号、5号の1	85点以上	3.0	
					75点以上85点未満	2.0	
					70点以上75点未満	1.0	
					70点未満又はなし	0.0	
	D	指定工種の配置予定技術者に係る表彰実績	平成30年4月1日以降の指定工種に係る東北管内の優良工事技術者表彰の受賞実績	5号	受賞実績あり	2.0	
					受賞実績なし	0.0	

総合評価落札方式様式関係記載留意事項

1 申請書及び競争参加資格を確認する書類について

A 競争参加資格確認書(様式1号)

申請書は様式1号により作成してください。

B 同種工事の施工実績(企業)(様式2号)

ア 平成20年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した、入札公告及び入札説明書に定めた同種工事(以下「同種工事」という。)を記載してください。同種工事の施工実績が多数の場合は、最大2件まで記載できますが、それぞれ別葉としてください。

イ 同種工事の施工実績について、CORINSの写し又は契約書の写し(契約条項は不要)を添付する必要があります。

ウ 共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付する必要があります。

C 配置予定技術者の状況(様式2号の1)

ア 申請書提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記載することができますが、各技術者ごとに別葉で作成してください。

イ 他の工事を落札したこと等により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに競争参加資格の確認の申請の取り下げ、又は入札の辞退を行う必要があります。これらの行為を行わず入札した者については、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行う場合があります。

ウ 実際の施工に当たって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、退職等の真にやむを得ない場合の他、受注者の責によらない場合に限りします。

2 企業に関する項目について

A 指定工種の工事成績(様式3号、3号の2)

ア 平成30年4月1日以降に完成した東北管内公共工事(管工事)の工事成績評定点(過去5か年間のうち最近の完了順に10件までの工事の平均)が70点以上の場合に加点します。なお、発注者が発行した工事成績評定通知書の写しを添付する必要があります。

イ また、建設共同企業体での工事成績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します(その場合は、出資比率を確認できる資料を添付願います)。

B 指定工種の施工に関する表彰実績(様式3号)

ア 平成30年4月1日以降の管工事(以下「指定工種」という。)に係る東北管内の優良工事表彰実績がある場合に加点します。

イ また、建設共同企業体での表彰実績については、出資比率が20%以上の構成員全てを加点します。(その場合は、出資比率を確認できる資料を添付願います。)

ウ なお、加点対象となる優良工事表彰は、公共工事(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)で規定するものに限る。)を対象とし、当該表彰状の写しを添付する必要があります。

C 地域への貢献活動(様式3号、3号の1)

ア 平成30年4月1日以降の東北管内の災害協定等に基づく活動実績、又は企業としての災害ボランティア活動による表彰がある場合に加点します。

イ 防災・災害復旧の実績又は災害ボランティア活動の実績については、従業員が個人的に行ったものは対象外であり、その内容は、表彰状の写し、実績証明書等により客観的に証明される必要があります。

ウ 様式3号の1の記載に当たっては、実施機関からの証明印が必要となります。

D 地域精通度(様式3号)

当該工事実施県内(宮城県)に本社(本店)を有している場合に加点します。

E 同種工事の施工実績(様式3号)

ア 平成20年4月1日以降に、元請として完成・引渡しが完了した東北管内の同種工事の施工実績が、公共機関である場合に加点します。

イ また、同種工事の施工実績が建設共同企業体の構成員としての実績である場合は、出資比率が20%以上で、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限りします。

ウ 同種工事の施工実績について、CORINSの写し又は契約書の写し(契約条項は不要)を添付する必要があります。

F ISO等の認証取得(様式3号)

ア 開札時点で有効なISO9001又はISO14001並びにエコアクション21の認証を取得している場合に加点します。なお、認証登録証(有効期限内のものに限る。)及び登録範囲が確認できる付属書等の写しを添付する必要があります。(エコアクション21=「エコアクション21認証・登録制度(環境省策定)」)

イ 入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員がISOを取得していても加点の対象とはなりません。

G ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定取得(様式3号)

ア 開札時点で有効なワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定を取得している場合に加点します。なお、認定登録証(有効期限内のものに限る。)及び登録種類が確認できる付属書等の写しを添付する必要があります。

イ 入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員がワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定を取得していても加点の対象とはなりません。

ウ 加点の対象となる認定等は、以下のとおりです。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条に基づく認定を受けている企業(第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)という(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)。

- ・次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準に基づく認定。

- 同省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定。
(くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業)

- ・青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けている企業(ユースエール認定企業)。

G-1 資本関係又は人的関係に関する申告書(様式3号の3)

入札説明書5の(8)の同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、入札説明書6に掲げる資本関係又は人的関係にある者に関する情報について、様式3号の3に記載し申告してください。なお、様式3号の3により申告した関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事への参加資格をなしとし、入札書を無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けません。

H 賃上げの実施を表明した企業等(様式4号、4号の1)

ア 加点を希望する入札参加者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以下「表明書」という。)を提出する必要があります。

なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要となります。

イ 本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙3の1又は別紙3の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」(別紙1)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙2)の提出を求めます。

具体的には、事業年度単位での賃上げを表明した場合においては、賃上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」(別紙1)の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額(以下「合計額」という。))を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行います。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、事業年度単位の場合は「法人事業概況説明書」の「合計額」となります。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙2)の「1給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与の総額」の「支払総額」欄を「人員」で除した金額により比較することとなります。中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、暦年単位の場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「支払金額」となります。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認した旨の書類等が提出された場合には、このことをもって上記書類による賃上げ実績の確認に代えることができます。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行います。

共同企業体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該共同企業体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む共同企業体に対して行います。

減点の割合は、当該入札における加点に0.5点を加えた点を減点するものとします。

3 配置予定技術者に関する項目について

配置予定技術者として複数の候補を記載した場合は、低位の者で採点を行いますが、評価項目ごとの当該状況を証明する資料については、すべての候補者について提出する必要があります。

A 配置予定技術者の指定工種の保有資格(様式5号)

ア 1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有し、その資格取得後5年以上の経験がある場合に加点します。

イ 配置予定技術者の保有資格を確認できる資料の写しを添付する必要があります。

B 配置予定技術者の同種工事の従事経験(様式5号)

ア 配置予定技術者の平成20年4月1日以降の東北管内の同種工事への従事経験が、主任技術者又は監理技術者として中心的な立場で従事し、その内容が確認できた場合に加点します。なお、評価対象となる配置予定技術者の同種工事の施工実績は、同種工事に該当する工種の施工期間の3分の2又は8箇月以上従事した工事とします。

イ 配置予定者の従事役職について確認できる資料の写しを添付する必要があります。

ウ 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付する必要があります。

C 配置予定技術者の指定工種の工事成績(様式5号、5号の1)

ア 平成30年4月1日以降に、主任技術者又は監理技術者として従事した東北管内の指定工種の公共工事(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」で規定するものに限る。)の工事成績評定点(平均点)が70点以上の場合に加点します。

なお、「工事成績評定(平均点)」の対象工事は、配置予定技術者が当該工事に従事した期間が工期の3分の2以上となる工事とします。

イ 公共工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び配置予定技術者が当該工事に従事したことを証明するためCORINS登録の写しを添付する必要があります。

D 配置予定技術者に係る指定工種の表彰実績(様式5号)

平成30年4月1日以降の東北管内の指定工種に係る優良工事技術者表彰の受賞実績がある場合に加算します。

なお、発注機関が発行した優良工事技術者表彰状の写しを添付する必要があります。

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 6

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付いたします。

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。）

「10主要科目」「11代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

法人番号		法人名		屋号()		事業年度		平成 年 月 日		平成 年 月 日		税務署		処理欄		整理番号	
法人番号		電話()		本社ホームページの有無		本社ホームページの有無		本社ホームページの有無		本社ホームページの有無		本社ホームページの有無		本社ホームページの有無		本社ホームページの有無	
1 事業内容		(1) 国内支店・店舗数		(2) 国内子会社の数		(3) 海外支店・店舗数		(4) 海外子会社の数		(5) 海外支店・店舗数		(6) 海外子会社の数		(7) 海外支店・店舗数		(8) 海外子会社の数	
2 支店・子会社の状況		(1) 国内支店・店舗数		(2) 国内子会社の数		(3) 海外支店・店舗数		(4) 海外子会社の数		(5) 海外支店・店舗数		(6) 海外子会社の数		(7) 海外支店・店舗数		(8) 海外子会社の数	
3 海外支店・子会社の状況		(1) 輸入		(2) 輸出		(3) 無		(4) 取引金額(百万円)		(5) 有		(6) 有		(7) 有		(8) 有	
4 期末従業員等の状況		(1) 常勤従業員		(2) 非常勤従業員		(3) パート従業員		(4) 役員		(5) 監事		(6) 取締役		(7) 監事		(8) 取締役	
5 期末従業員等の状況		(1) 常勤従業員		(2) 非常勤従業員		(3) パート従業員		(4) 役員		(5) 監事		(6) 取締役		(7) 監事		(8) 取締役	
6 期末従業員等の状況		(1) 常勤従業員		(2) 非常勤従業員		(3) パート従業員		(4) 役員		(5) 監事		(6) 取締役		(7) 監事		(8) 取締役	
7 株主又は株式所有異動の有無		(1) 有		(2) 無		(3) 有		(4) 無		(5) 有		(6) 無		(7) 有		(8) 無	
8 役員又は役員報酬額の変動の有無		(1) 有		(2) 無		(3) 有		(4) 無		(5) 有		(6) 無		(7) 有		(8) 無	
9 役員又は役員報酬額の変動の有無		(1) 有		(2) 無		(3) 有		(4) 無		(5) 有		(6) 無		(7) 有		(8) 無	
10 主要科目		売上(収入)高		売上(収入)原価		売上(収入)総利益		売上(収入)総利益		売上(収入)総利益		売上(収入)総利益		売上(収入)総利益		売上(収入)総利益	
11 代表者に対する報酬等の金額		役員報酬		従業員給料		交際費		減価償却費		地代家賃		営業損益		特別利益		特別利益	
12 代表者に対する報酬等の金額		役員報酬		従業員給料		交際費		減価償却費		地代家賃		営業損益		特別利益		特別利益	
13 代表者に対する報酬等の金額		役員報酬		従業員給料		交際費		減価償却費		地代家賃		営業損益		特別利益		特別利益	
14 代表者に対する報酬等の金額		役員報酬		従業員給料		交際費		減価償却費		地代家賃		営業損益		特別利益		特別利益	

この用紙はとじこまないでください

12 事業形態	(1) 兼業の状況		(兼業種目)		(兼業割合) %		13 主な設備等の状況		
	(2) 事業内容の特異性								
	(3) 売上区分		現金売上	%	掛売上	%			
14 決算日等の状況	売上	締切日		決済日			16 税理士の関与状況		
	仕入	締切日		決済日					
	外注費	締切日		決済日					
	給料	締切日		支給日					
15 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称						17 加入組合等の状況		
18 月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金金額		外注費	人件費	源泉徴収税額	従業員数
	1月	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円 人
	2月								
	3月								
	4月								
	5月								
	6月								
	7月								
	8月								
	9月								
	10月								
	11月								
	計								
前期の実績									
19 当期の営業成績の概要									

「80cm以上の売上高等の状況」欄の記入は任意である。

F E O 1 0 4

令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

提出用

平成 28 年 1 月 1 日 後

提出用

令和 年 月 日提出	税務署長 殿	事業項目	整理番号	番 号
住所又は所在地	電話 (- -)	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4	1 給与 2 退職 3 報酬 4 使用 5 譲受 6 時給	
(フリガナ)		(フリガナ)		
氏名又は名称		作成担当者	本店等一括提出	翌年以降延付
個人番号又は法人番号		作成税理士名	有 ☐ 否 ☐	
代表者氏名		電話 (- -)	税理士番号	

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)	
① 給与、賞与等の うち、再就職の 日雇労働者の賃金	② 給与、賞与等の うち、再就職の 日雇労働者の賃金
③ 自営、兼業 を提出するもの うち、再就職の 日雇労働者の賃金	④ 自営、兼業 を提出するもの うち、再就職の 日雇労働者の賃金
⑤ ①+②+③+④	(摘要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)	
① 退職所得	② 退職所得
③ ①+②	(摘要)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)	
① 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)	② 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)
③ ①+②	(摘要)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	
① 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)	② 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)
③ ①+②	(摘要)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)	
① 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)	② 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)
③ ①+②	(摘要)

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)	
① 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)	② 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)
③ ①+②	(摘要)

過期日付印	確 認	提出年月日	身元確認
税務署 税理士		区 分	A B C D E F G H

FE0104

令和 年 分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

令和 年 月 日提出 税務署長 殿		事業種目	整理番号	受番号
住所又は所在地 (フリガナ)	電話()-()-()	調書の提出区分 新規=1 追加=2 訂正=3 無効=4 (フリガナ)	1 給与	2 退職
氏名又は名称 (フリガナ)	作成担当者	3 報酬	4 使用	5 譲受
個人番号又は法人番号 (フリガナ)	作成税理士 署名	6 特許	7 本店等 一括提出	8 翌年以降 送付
代表者氏名	電話()-()-()	税理士番号	有 ☐ 否 ☐	

※個人番号又は法人番号は複写されません

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

区分	人	金	税	額
① 給与、賞与等の総額				
② のうち、前職適用の区分所得の賃金				
③ 源泉徴収票を提出するもの				
④ 災害減免法により徴収額を減額したもの				

(摘要)

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人	金	税	額
① 退職手当等				
② のうち、源泉徴収票を提出するもの				

(摘要)

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人	金	税	額
所得税法第10条に規定する報酬又は料金等				
① 報酬又は料金(1号該当)				
② 弁護士、税理士等の報酬又は料金(2号該当)				
③ 診療報酬(3号該当)				
④ 職業野球選手、騎手、外交員等の報酬又は料金(4号該当)				
⑤ 芸能等に係る出演、演出等の報酬又は料金(5号該当)				
⑥ ホステス等の報酬又は料金(6号該当)				
⑦ 契約金(7号該当)				
⑧ 賞金(8号該当)				
⑨ 計				
⑩ のうち、支払調書を提出するもの				
⑪ のうち、所得税法第174条第10号に規定する内国法人に対する賞金				
⑫ 災害減免法により徴収額を減額したもの				

(摘要)

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人	金	税	額
① 使用料等の総額				
② のうち、支払調書を提出するもの				

(摘要)

6 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人	金	税	額
① あっせん手数料の総額				
② のうち、支払調書を提出するもの				

(摘要)

5 不動産等の譲受の対価の支払調書合計表 (376)

区分	人	金	税	額
① 譲受の対価の総額				
② のうち、支払調書を提出するもの				

(摘要)

控 用

平成28年1月1日以後提出用

○提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。電子=14 FD=15 MO=16 CD=17 DVD=18 書面=30 その他=99

【給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表】

記載要領

1 この合計表は、OCR用紙で提出する場合に使用する。

2 給与所得の源泉徴収票合計表

(1) 「④俸給、給与、賞与等の総額」欄には、給与所得の源泉徴収票の提出省略限度額以下のため給与所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての給与等について記載する。

なお、年の中で中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額並びに災害により被害を受けたため、給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めないで記載する。

(2) 「左のうち、源泉徴収税額のない者」欄には、給与所得の源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄の金額がゼロとなる者の数を記載する。

(3) 「④のうち、丙欄適用の日雇労働者の賃金」欄には、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用した給与等の状況を記載する。

(4) 「⑥源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに給与所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、年の中で中途で就職した者が就職前に他の支払者から支払を受けた給与等の金額及び徴収された源泉所得税額は、「支払金額」又は「源泉徴収税額」に含めて記載することに留意する。

(5) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により給与所得に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額（給与所得の源泉徴収票の「摘要」欄に記載された所得税額）を記載する。

3 退職所得の源泉徴収票合計表

(1) 「④退職手当等の総額」欄には、退職所得の源泉徴収票の提出を省略するものを含めたすべての退職手当等について記載する。

(2) 「⑥④のうち、源泉徴収票を提出するもの」欄には、この合計表とともに退職所得の源泉徴収票を提出するものについて、その合計を記載する。

4 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表

(1) 「人員」欄には、個人に係るものと個人以外の者に係るものとに区分して記載する。

(2) 「支払金額」欄には、個人及び個人以外の者に対して支払う報酬、料金、契約金及び賞金の支払金額の合計額を記載する。

(3) 「源泉徴収税額」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予された税額は含まれないことに留意する。

(4) 「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての報酬、料金等について記載する。

また、「④計」欄の「人員」欄の「実」には、「所得税法第 204 条に規定する報酬又は料金等」欄の各欄を通じた実人員を記載する。

(5) 「④のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

(6) 「④のうち、所得税法第 174 条第 10 号に規定する内国法人に対する賞金」欄には、内国法人に対して支払った所得税法第 174 条第 10 号に規定する馬主が受ける競馬の賞金（金銭で支払われるものに限る。）の支払金額等を記載する。

(7) 「災害減免法により徴収猶予したもの」欄には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により報酬、料金、契約金及び賞金に対する源泉所得税の徴収を猶予されたものについて、その人員と猶予税額を記載する。

5 不動産の使用料等の支払調書合計表

- (1) 「㊤使用料等の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産の使用料等（支払調書の提出を要しないものを含む。）の支払先の人員と支払金額の合計額を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産の使用料等の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産の使用料等に係る不動産の使用料等の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその賃借している不動産の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産の使用料等の支払がないため不動産の使用料等の支払調書の提出を要しない場合 その旨

6 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表

- (1) 「㊤譲受けの対価の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の譲受けの対価及び資産の移転に伴い生じた各種の損失の補償金の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の譲受けの対価の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の譲受けに係る不動産等の譲受けの対価の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその譲受けた不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 租税特別措置法第 33 条（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定土地地区画整理事業等の事業施行者、租税特別措置法第 33 条の 2（交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例）に規定する特定住宅地造成事業等のための買取りをする者及び租税特別措置法第 33 条の 4（収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除）に規定する公共事業施行者が、法律の規定に基づいて買取り等の対価を支払う場合 その「事業名又は工事名」及び「買取り等の申出年月日」
 - ハ 法人又は不動産業者である個人が不動産等への譲受けの支払がないため不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出を要しない場合 その旨

7 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表

- (1) 「㊤あっせん手数料の総額」欄には、その年中に支払の確定した不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の合計額（支払調書の提出を要しないものを含む。）を記載する。
- (2) 「㊤ ㊤のうち、支払調書を提出するもの」欄には、この合計表とともに不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。

なお、この支払調書に記載すべき事項を、「不動産の使用料等の支払調書」又は「不動産の譲受けの対価の支払調書」に記載して提出することによって、この支払調書の作成、提出を省略したものについては、その支払を受けた者の人員及び当該支払金額をそれぞれ「(摘要)」欄に記載する。
- (3) 次に掲げる場合には、「摘要」欄に、それぞれ次に掲げる事項を記載する。
 - イ 支店が支払った不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料に係る不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（以下、この項において「支払調書」という。）を本店が取りまとめて本店の所在地を所轄する税務署長に提出する場合
 - (イ) 本店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が取りまとめて提出する旨並びにその支店の所在地、名称及びその売買又は貸付けのあっせんをした不動産等の種類
 - (ロ) 支店が提出するこの合計表の「(摘要)」欄には、当該支払調書を本店が提出する旨及び本店の所在地
 - ロ 法人又は不動産業者である個人が不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払がないため不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書の提出を要しない場合 その旨

8 税務署整理欄は、提出義務者において記載を要しない。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 等平均受給額 ①	当年(度)の給与 等平均受給額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】 「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)÷「4 期末従業員等の状況」の計欄で算出した金額を前年度と比較する。	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」÷「人員」で算出した金額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日

株式会社〇〇〇〇

(住所を記載)

代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙1)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙2)の写しを添付してください。

従業員への賃金引上げ実績整理表

1 賃上げ実績

前年(度)の給与 総額 ①	当年(度)の給与 総額 ②	賃上げ率 (②/①-1) ×100	賃上げ基準	達成状況
		%	%	達成/未達成

2 使用した書類

☐	法人事業概況説明書
【算出方法】 「10 主要科目」の(労務費+役員報酬+従業員給料)で算出した給与総額を前年度と比較する	

☐	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表
【算出方法】 「1 給与所得の源泉徴収票合計表」の「支払金額」で算出した給与総額を前年と比較する	

(注) 使用した書類の左欄の□に「✓」を付してください。

年 月 日
 株式会社〇〇〇〇
 (住所を記載)
 代表者氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

1. 前年(度)分と当年(度)分の「法人事業概況説明書」(別紙1)又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙2)の写しを添付してください。

(様式 1 号)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局土地改良技術事務所長

親泊 安次 殿

建設業許可番号：

住 所：

商号又は名称：

代 表 者 氏 名：

電 話 番 号：

令和 5 年 7 月 5 日付けで入札公告のありました令和 5 年度土地改良技術事務所 4 階研修室空気調和設備更新工事に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条、第 71 条及び入札説明書 5（4）、（7）～（10）の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告 2 の（1）⑤に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札公告 2 の（1）⑥に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札公告 3 の（3）に定める加算点を付与するのに必要な事項を記載した書面
- 4 その他

【申請内容問合せ先】

部 署 名

担当者名

連 絡 先

TEL：

E-mail：

(備考) 1 用紙の大きさは日本産業規格 A 列 4 とする。

2 紙入札の場合には、表に申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(郵便料金 530 円の切手を貼った角形 2 号封筒)を別途提出(持参、郵送又は託送)すること。

同種工事の施工実績（企業）

（※入札説明書 5 の（5）に規定する競争参加資格の要件）

工事名：令和 5 年度 土地改良技術事務所 4 階研修室空気調和設備更新工事

会社名：

登録番号 ※		管工事 登録番号 ○○○○○
同種工事の要件について		①平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。 ②同種工事とは、「冷暖房設備工事」又は「空気調和設備工事」の施工実績とする。なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）が発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。
施工実績の内容（同種工事の工事名称等）	指 定 工 種	管工事
	工 事 名 称 等	○○○○工事
	発 注 機 関 名	○○○○
	施 工 場 所	○○県○○市○○町
	請 負 代 金 額	00,000,000円
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号）又は 無
	工事概要	1) ○○工
		2) ○○工
添付資料	CORINSの写し（又は契約書の写し）	

※ 登録番号欄には、東北農政局における対象工事種別に係る令和 5・6 年度一般競争（指名競争）参加資格を付与されている有資格者の登録番号（受付番号）を記載すること。

注 1 共同企業体で入札参加を希望する場合は、当該共同企業体としての実績、又は出資比率が20%以上の構成員、いずれかの実績を記載すること。

注 2 同種工事の施工実績が多数の場合は、最大 2 件まで記載することができるが、それぞれ別葉とすること。

注 3 工事概要等の把握のためCORINSの写し又は契約書の写し（契約条項は不要）を添付すること。

注 4 同種工事の発注機関の優先順位は、①公共機関、②民間とする。

注 5 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

同種工事の施工実績（配置予定技術者）

（※入札説明書5の（6）に規定する競争参加資格の要件）

工 事 名 : 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事
 会 社 名 :

同種工事の要件について		①平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上のものについて認める。 ②同種工事とは、「冷暖房設備工事」又は「空気調和設備工事」の施工実績とする。なお、当該実績が各地方農政局（沖縄総合事務局を含む）が発注した工事に係る実績である場合にあつては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。
配置予定技術者の保有資格		指定工種：管工事 氏名 _____ 資格 _____
施工実績の内容（同種工事の工事名称等）	指 定 工 種	管工事
	工事名称等	〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇〇〇〇
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	請負代金額	000,000,000円
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
	従 事 役 職	主任技術者、監理技術者、その他
	受注形態等	単体／〇〇・〇〇・〇〇JV（出資比率〇〇%）
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号）又は 無
	工事概要	
添付資料	CORINSの写し（又は契約書の写し）	
他申請時の現在状況	工 事 名	〇〇〇〇工事
	発 注 機 関	〇〇〇〇
	工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日迄
	従 事 役 職	現場代理人・監理（主任）技術者・その他
	本工事と重複する場合の対処措置	（例）本工事に着手する前の〇年〇月には、完成予定であるため、本工事に従事することは、可能である。
CORINS 登 録	有（CORINS登録番号）又は 無	

注1 同種工事の施工実績が多数の場合は、最大2件まで記載することができるが、それぞれ別葉とすること。

注2 工事概要等の把握のため、CORINSの写し又は契約書の写し（契約条項は不要）を添付すること。

注3 同種工事の発注機関の優先順位は、①公共機関②民間とする。

注4 「会社名」の欄は、共同企業体で入札を希望する場合は、出資比率及び該当する構成員名も記載するとともに、出資比率を証明する書類を添付すること。

注5 配置予定技術者の保有資格が確認できる資料の写しを添付すること。

企業に関する項目

工事名： 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事
 会社名：

A	企業の 工事 成績	工 事 成 績 (過去5年間)	平成30年4月1日以降に完成した工事の平均点 □85点以上 □75点以上85点未満 □70点以上75点未満 □70点未満又は通知無し
		指 定 工 種 平 均 点 全 て の 件 数	管工事 点 件 (指定工種で通知された全ての件数) 詳細は様式3号の2による。
B	指定工種 の施工に 関する表 彰の実績	[表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	(優良工事等表彰・○○○○○工事) 注4 (○○局長・平成○○年○○月○○日)
C	地域への貢献		平成30年4月1日以降の近隣地域内の災害協定等に基づく活動実績、又は災害ボランティア活動による表彰実績等 有又は無 「有」の場合は、様式3号の1により提出する。
D	地域精通度		当該工事実施県内に本社(本店)を有している。 有又は無
E ※	施 工 実 績	平成20年4月1 日以降の同種工 事の施工実績	□平成20年4月1日以降に完成した、公共機関が発注した同種 工事の元請けとしての施工実績がある。 □同上、上記以外(民間等)が発注した同種工事の元請けとし ての施工実績がある。
		指 定 工 種 等	管工事
		工 事 名 称 等	○○○○○工事 又は 様式2号と同様(以下記載不要 ※)
		発 注 機 関 名	○○○○○
		施 工 場 所	○○県○○市○○町
		請 負 代 金 額	000,000,000円
		工 期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
		受 注 形 態 等	単体/○○・○○・○○JV(出資比率○○%)
		CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号)又は無
		工 事 内 容	
F	I S O等 認証取得	IS09001	有(登録日、有効期限、登録番号)又は無
		IS014001	有(登録日、有効期限、登録番号)又は無
		エコアクション21	有(認定・登録日、有効期限、登録番号)又は無
G	ワーク・ライ フ・バランス 等認定取得	ワーク・ライフ・ バランス等	有(認定・登録日、有効期限、登録番号)又は無
H	賃上げ実施の 表明	賃上げ実施の表明	有(企業規模、賃上げ率)又は無

※ E施工実績については、入札説明書5の(5)に規定する競争参加資格の要件(様式2号)と同様の場合は「様式2号と同様」と記載する。

注1 「□」については該当項目を選択すること。

注2 共同企業体の場合は、当該共同企業体として、又は出資比率が20%以上の構成員いずれか1社の実績を記載すること。

注3 記載事項が確認できる書類の写しを添付すること。

注4 施工に関する「表彰」については平成30年4月1日以降に完成した工事に限る。当該表彰状の写しを添付すること。

注5 「ISO等認証取得」欄は、該当する場合のみ記載することとし、ISO等の認証登録証の写しを添付すること。(有効期限内のものに限る。)

注6 「ワーク・ライフ・バランス等認定取得」欄は、該当する場合のみ記載することとし、認定・登録証の写しを添付すること。(有効期限内のものに限る。)

地域への貢献活動の実績

工事名： 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事

会社名：

活動の種類	☐ 災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績 ☐ 企業としての災害ボランティア活動による表彰実績 ※ ☐ はいずれかを■にすること。
活動の内容 (具体的に記入)	
活動期間	平成29年4月1日 ～ 令和4年3月31日 (〇〇日間)
活動場所	〇〇県〇〇市〇〇町
上記内容に相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 証明者（実施機関）印	

注1 「災害協定に基づく防災・災害復旧の活動実績」は、平成30年4月1日以降の近隣地域内の災害時における建設業者の防災活動等について定めた建設関係団体と地方公共団体との間の協定に基づき活動した実績について記入すること。なお、実績を証明する資料を添付することで、証明者（実施機関）からの証明印は不要とする。

注2 「企業としての災害ボランティア活動による表彰実績」は、地方公共団体に災害対策本部が設置され、同本部の要請に応じて、災害ボランティアとして参加し、表彰を受けた事例について記載すること。

注3 「企業としての災害ボランティア活動による表彰実績」で、表彰状の写しを添付する場合は、証明者（実施機関）の証明印は不要とする。

指定工種の工事成績(企業)

工事名: 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事

会社名:

平成30年4月1日以降に完成した公共工事

資料 番号	工事名称	指定 工種	発注者	工期			点数
				始	～	終	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

合計	件数	点 数	〇〇. 〇点
		平均点数	〇〇. 〇点

注1 添付資料(工事成績評定通知書の写し)は資料番号ごとに添付すること。

注2 工事成績評定通知書の通知が無い場合はこの様式は提出する必要はありません。

注3 最近の完了順に10件まで記載すること。

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長 親泊 安次 殿

住所
商号又は名称株式会社
代表者役職氏名

工事名：令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事

令和5年7月5日付けで入札公告のありました標記工事に係る競争入札参加に際し、入札説明書6に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。

なお、当該関係者が本工事の入札に参加した場合、当該工事の入札書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 入札説明書6の(1)の①及び②に掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※(2)	建設許可番号	商号又は名称	資本的關係
〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇(株)	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇(株)	子会社の関係

2 入札説明書6の(2)の①、②及び③に掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先			
	受付番号※(2)	建設許可番号	商号又は名称	人的關係
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇(株)	取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇-〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇(株)	取締役

※記載にあたっての留意事項

- (1) 記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- (2) 受付番号欄には、令和5・6年度一般競争(指名競争)参加資格確認通知書の「受付番号」を記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- (3) 該当がない場合は、表中に「なし」と記入すること。
- (4) 記載事項の真偽を確認するため、会社法(平成17年法律第86号)第121条に規定する株主名簿(写)、その他関係資料の提出を求めることがある。
- (5) 上記に掲げる関係者が本工事の入札に参加した場合には、当該工事の入札書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

従業員への賃金引上げ計画の表明書（大企業用）

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与等受給者一人当たりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明します。

年 月 日
株式会社 ○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日
株式会社 ○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式4号）と中小企業等用（様式4号の1）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

従業員への賃金引上げ計画の表明書（中小企業等用）

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年（令和○年1月1日から令和○年12月31日））において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明します。

年 月 日
株式会社 ○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者から説明を受けました。

年 月 日
株式会社 ○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

- 1 この「従業員への賃金引上げ計画の表明書」は大企業用（様式4号）と中小企業等用（様式4号の1）で異なります。

貴社がどちらに該当するかは、以下により御判断いただき、いずれかの用紙をご利用ください。

大企業：中小企業等以外の者をいう。

中小企業等：法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者をいう。

ただし、同条第6項に該当する者は除く。

- 2 貴社の事業年度により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、貴社が作成する「法人事業概況説明書」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該書類の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

なお、法人事業概況説明書を作成しない事業者の場合は、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出していただきます。

- 3 暦年により賃上げを表明し、契約の相手方となった場合には、「給与所得の源泉徴収票の法定調書合計表」を用いて賃上げ実績を確認させていただきますので、発注者の指示に従い、当該資料の写しをご提出いただくことを予めご承知ください。

- 4 発注者において上記2若しくは3の提出を確認し、貴社が表明書に記載した賃上げを実行していないと認められる場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると認められる場合又は上記2若しくは3の提出がない場合は、当該事実が判明した以降の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。

- 5 上記4による減点措置は、減点措置開始日から1年間、総合評価落札方式による入札に参加する場合に実施します。なお、減点措置の開始時期は、減点事由の判明の時期により異なるため、減点事由を確認した発注者から適宜の方法で通知します。

配置予定技術者に関する項目

工事名：令和 5 年度 土地改良技術事務所 4 階研修室空気調和設備更新工事

会社名：

A	指定工種の配置予定 技術者の保有資格	氏 名 ・ 資 格	氏名 ○○○○ 資格：○○技術者
		最 終 学 歴	○○大学 ○○学部 ○○年卒業
		法令による 資格・免許	1 級管工事施工管理技士（取得年月日、登録番号）
		1 級又は 2 級管工事施工管理技士取得後の経験年数	☐ 5 年以上 ☐ 5 年未満
B (※)	同種工事の配置予定 技術者の従事経験	指 定 工 種	管工事
		工 事 名 称	○○○○○工事 又は 様式 2 号の 1 と同様(以下記載不要 ※)
		発 注 機 関 名	○○○○○
		施 工 場 所	○○県○○市○○町
		請 負 代 金 額	000, 000, 000円
		工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
		従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者、その他
		受 注 形 態 等	単体／○○・○○・○○ J V（出資比率○○％）
		CORINS登録の有無	☐ 有（CORINS登録番号） ☐ 無
		工 事 内 容	
		添 付 資 料	
C	配 置 指 定 工 事 成 績 の 者	工 事 成 績 (過去 5 年間)	平成30年4月1日以降に完成した工事の平均点 ☐ 85点以上 ☐ 75点以上85点未満 ☐ 70点以上75点未満 ☐ 70点未満又は通知無し
		指 定 工 種 平 均 点 全 て の 件 数	管工事 点 件 (指定工種で通知されたすべての件数) 詳細は「様式 5 号の 1」による。
D	実 績 の 表 彰	[表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優良工事技術者表彰・○○○○○工事] (○○局長・平成○○年○○月○○日)

※ B配置予定技術者の従事経験については、平成20年4月1日以降に完成・引渡ししたものに限る。
また、入札説明書5の(6)に規定する競争参加資格の要件(様式2号の1)と同様の場合は「様式2号の1と同様」と記載する。

注1 配置予定技術者が複数名いる場合は、各技術者ごとに別葉で作成すること。

注2 「□」については該当項目を選択すること。

注3 「法令による資格・免許」欄は、配置予定技術者の所有資格が確認できる資料の写しを添付すること。

注4 監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断出来ない場合には、健康保険被保険者証の写しを添付すること。

注5 共同企業体の場合における「配置予定技術者の施工経験」については、構成員のいずれか1社の配置予定技術者について記載することとし、他の構成員は記載を必要としない。

注6 「会社名」の欄は、共同企業体の場合は、該当する構成員名も記載すること。

注7 「従事役職」欄は、配置予定技術者に係る従事役職について確認できる資料の写しを添付すること。

注8 「表彰の実績」欄は、平成30年4月1日以降に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、優良工事技術者表彰状の写しを添付すること。

注9 「指定工種の配置予定技術者の工事成績」欄は、平成30年4月1日以降に完成した工事で該当する場合のみ記載することとし、工事発注機関が発行した工事成績評定通知書の写し及び当該工事に従事したことを確認するためCORINSの写しを添付する必要がある。

指定工種の工事成績(配置予定技術者)

工事名: 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事

会社名:

平成30年4月1日以降に完成した工事
(主任(監理)技術者であった証明が必要)

資料 番号	工事名称	指定 工種	発注者	工期			点数
				始	～	終	

合計	件数	点 数
		平均点数 ○○.○

注1 添付資料(工事成績評定通知書の写し及び配置技術者であったことが証明できる資料(CORINSの登録証又は監理技術者通知書の写し)は資料番号ごとに添付すること。

注2 企業の工事成績評定通知書と同じ工事の通知書である場合は、資料番号を様式3号の2と同じ番号で記載し、資料のうち「工事成績評定通知書の写し」は添付しなくてもよい。

注3 工事成績評定通知書の通知が無い場合はこの様式は提出する必要はありません。

注4 最近の完了順に10件まで記載すること。

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長
親泊 安次 殿

住 所：
商号又は名称： ○○ 株式会社 ○○支店
代表者 氏 名： ○○ ○○

工 事 費 内 訳 書

工 事 名： 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事				
工事区分・工種・種別	単位	数 量	金 額 (円)	備 考
I 直接工事費				
II 共通仮設費				
III 純工事費				
IV 現場管理費				
V 工事原価				
VI 一般管理費等				
VII 工 事 価 格				

本様式（様式6号）については、別途、競争参加資格確認通知の際に入札説明書等ダウンロードシステムで配布する様式（Excel様式）により作成し、提出すること。

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長
親泊 安次 殿

住 所:
商号又は名称: ○○ 株式会社 ○○支店
代表者氏名: ○○ ○○

工事費内訳書(二次明細)

工 事 名 : 令和5年度 土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事					
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金 額 (円)	備考
I 直接工事費					
II 共通仮設費					
III 純工事費					
IV 現場管理費					
V 工事原価					
VI 一般管理費等					
工 事 価 格					

本様式（様式7号）については、別途、競争参加資格
確認通知の際に入札説明書等ダウンロードシステムで配
布する様式（Excel様式）により作成し、提出すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長
親泊 安次 殿

住 所 :
商号又は名称 : ○○株式会社 ○○支店
代 表 者 氏 名 : ○○ ○○

電子入札システム対象工事における紙入札方式での参加承諾について

貴所発注の下記工事について、電子入札システムを利用しての入札に参加できないので、紙入札方式での参加承諾を申請します。

記

1 工事名

令和 5 年度 土地改良技術事務所 4 階研修室空気調和設備更新工事

2 電子入札システムでの参加ができない理由

(記入例)

- ・ 認証カードを申請中であり、手続が遅れているため。

令和 年 月 日 認証カード取得予定

※ 紙入札方式により行う者は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵便料金（530円）の切手を貼った角形 2 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長
親泊 安次 殿

住 所 :
商号又は名称 : ○○株式会社 ○○支店
代 表 者 氏 名 : ○○ ○○

電子入札システム対象工事における入札方式の変更承諾について

貴所発注の下記工事について、先に報告した入札方式で行うことができないので、変更承諾を申請します。

記

1 工事名

令和 5 年度 土地改良技術事務所 4 階研修室空気調和設備更新工事

2 入札方式

当初の方式 : 電子入札

変更の方式 : 紙入札

3 変更理由

(記入例)

- ・認証カードを申請中であり、手続が遅れているため。

令和 年 月 日 認証カード取得予定

※ 紙入札方式により行う者は、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵便料金（530円）の切手を貼った角形 2 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。ただし、競争参加資格確認通知後の変更申請の場合は、提出の必要はない。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
東北農政局土地改良技術事務所長
親泊 安次 殿

住 所 :
商号又は名称 : ○○株式会社 ○○支店
代 表 者 氏 名 : ○○ ○○

電子契約システム対象工事における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の令和5年度土地改良技術事務所4階研修室空気調和設備更新工事について、電子契約システムを利用する契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。